

令和元年度 神奈川県社協市町村社協部会 支え合いの地域づくり推進モデル事業 実施要領

1 趣旨

平成30年4月施行の改正社会福祉法において、「地域福祉の理念」、「複合化・複雑化した課題を受け止める『包括的相談支援体制の整備』の推進」、「地域福祉計画の充実」等が規定されたことを受け、引き続きこれらに対する市町村域での創意工夫ある取り組みが求められています。

当モデル事業は、神奈川県内の市町村社協が取り組む社協組織のネットワークを活用した事業の促進と成果の普及を目的に、神奈川県社協（以下「本会」）市町村社協部会が当該実践に対する経費の助成等を行うものです。

2 対象となる実践・テーマ

「平成31年度市町村社協部会事業計画 重点事項」等を目的とする事業を対象とします。

（※「平成31年度市町村社協部会事業計画」を同封しておりますので、ご参照願います）

- (1) 市町村社協の総合相談・生活支援機能の強化
- (2) 市町村社協のボランティアセンター機能の強化
（日常生活圏域等における住民主体の福祉活動、ボランティア・市民活動の推進）
- (3) 災害時支援を視野においた関係機関・団体との連携・協働の推進
- (4) 地域福祉活動計画、社協発展・強化計画等の強化、充実
- (5) 市町村域を越えた広域的取り組み及び支援の推進
- (6) その他（福祉施設との連携による地域福祉活動の推進等）

3 対象（実施主体）

- ・県内の市町村社協単独、もしくは複数の市町村社協による事業とします。
- ・政令市社協においては、区社協・地域事務所・現業部門等との協働事業とし、各政令市社協単位での申請とします。

4 助成の内容

「2 対象となる実践・テーマ」(1)～(6)のいずれかに該当する取り組みに対し、**対象経費総額の5分の4以内、20万円を上限に必要な経費の助成を、本年度の市町村社協部会予算の範囲内で行います。**

◆助成対象となる経費（科目）

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ・諸謝金（講師等への謝礼－申請社協職員は対象外） | ・消耗器具备品費（印刷用紙、文房具等） |
| ・旅費交通費（講師等の交通費） | ・賃借料（会場使用料等） |
| ・印刷製本費（資料印刷経費等） | ・保険料（傷害保険料等） |
| ・通信運搬費（切手、はがき代等） | ・手数料（送金手数料等） |
| ・会議費（研修会講師等の食事、お茶代等） | |

※但し人件費、介護保険法、または障害者総合支援法に基づいて実施する事業等と重複する経費、行政または他民間団体からの助成・委託事業等と重複する経費は対象外とします。

5 関係書類

- | | | |
|---------|---------------------------------------|------------|
| (1) 様式1 | 令和元年度 支え合いの地域づくり推進モデル事業 | 助成金交付申請書 |
| (2) 様式2 | 〃 | 事業計画・収支予算書 |
| (3) 様式3 | 〃 | 実績報告書 |
| (4) 様式4 | 〃 | 事業概要・収支決算書 |
| (5) 様式5 | 〃 | 変更・中止申請書 |
| (6) | 令和元年度 支え合いの地域づくり推進モデル事業 県社協 HP 掲載用報告書 | |
| (7) | その他、成果物等（県内市町村社協配布数分－34部程度） | をご用意下さい。 |

* (1) および (2) は申請時、(3)、(4)、(6)、(7) は報告時、(5) は変更または中止の場合に提出してください。

6 申請・事業実施・報告等にかかる手続き

次の方法により申請、事業実施、報告等を行うものとします。

項目	
申請書の提出	令和元年5月24日(金)まで *必着
申請から決定、報告までの流れ	a. 応募：所定の申請書類（「様式1,2」）を提出。 ↓ b. 選考：提出書類を基に本会地域福祉推進担当にて審査を行う。 ↓ c. 通知および交付：選考結果の通知（文書）。助成決定先への助成金交付。 ↓ d. 確認：必要に応じ事業の進捗状況等を確認。 ↓ e. 報告：助成決定社協は年度内に事業を終了し、「市町村社協部会モデル事業報告会（仮称）」にて事業内容を報告（2～3月開催予定）
事業実施期間 変更・中止	事業内容を変更・中止する場合は必ず年度内に速やかに本会事務局に連絡し、「様式5」を提出。
実績報告書の提出	令和2年4月10日(金)まで *必着

7 留意事項

- ・事業が複数年に渡る場合は、原則3年を助成の限度とします（申請及び審査は毎年実施）。
- ・複数の社協による事業の場合は、別途実施体制、役割分担等を示す書類を添付してください。
- ・助成が決定した場合、本年度に開催予定の「市町村社協部会モデル事業報告会（仮称）」、もしくは市町村社協部会主催の会議・研修会等にて事業内容を報告していただく予定です。また、本会市町村社協部会の会議等時に事業概要を本会より周知させていただくと共に、助成決定時に市町村社協名、事業終了後に提出いただいた「県社協 HP 掲載用報告書」を本会ホームページに掲載いたします。
- ・成果物（報告書・当日資料等）を県内各市町村社協配布分（34部程度）ご用意ください。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途本会と助成決定市町村社協で協議の上、定めるものとします。

9 事務局・問合せ先

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2（かながわ県民センター12階）
（福）神奈川県社会福祉協議会 地域福祉推進部 地域福祉推進担当
TEL 045-312-4815 FAX 045-312-6307 E-mail tiiki@knsyk.jp